

犬と猫のマイクロチップ
情報登録

犬猫　新規装着・登録用

マイクロチップの情報登録制度について

～災害時に迷子になっても安心！「マイクロチップ」を装着し、情報登録しましょう～

マイクロチップとは

マイクロチップは世界で唯一の15桁の数字が記録されている、小さな電子標識器具です。皮下に挿入するため、一度装着すると首輪や名札のように**外れる心配の少ない身元を確認できるもの**です。

「犬と猫のマイクロチップ情報登録」サイトに「**マイクロチップ番号と飼い主情報」**をあらかじめ登録しておくと、災害時に迷子で保護された時などに、専用の機械で番号を読み取ることで飼い主に連絡することができます。



マイクロチップ
直径1.4mm長さ8.2mm程度

マイクロチップの情報登録

改正された動物の愛護及び管理に関する法律」において、犬や猫にマイクロチップの装着は飼い主の努力義務となりました。（すでに装着されている場合を除く）

また、動物病院などで犬や猫にマイクロチップを装着した場合、**３０日以内に飼い主の氏名や住所などの情報の登録手続きを行うことが義務付けられています。**



マイクロチップ情報登録　お問い合わせ先

（公社）日本獣医師会（環境大臣指定登録機関）

●申請方法

①**オンライン申請**（手数料400円）：手続きは上記二次元バーコードもしくは裏面参照

②**書面申請**（手数料1,400円+振込手数料）

（公社）日本獣医師会（TEL03-6384-5320）に連絡し、申請書類を取り寄せ、必要事項を記入の上、必要書類と一緒に郵送

犬の登録　お問い合わせ先　　岐阜市保健所生活衛生課　058-252-7195

令和６年11月作成

動物病院などでマイクロチップを装着した場合のオンライン申請方法

①動物病院などでもらった
マイクロチップ装着証明書を準備。
（事前にスキャンまたは撮影する）

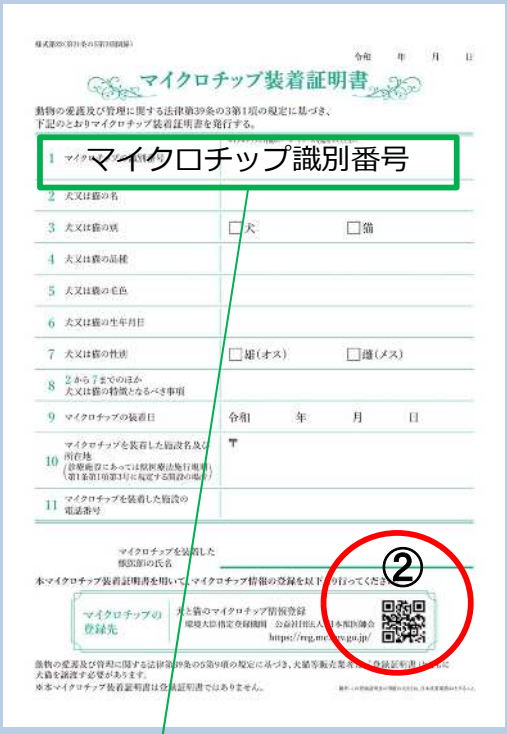
②犬と猫のマイクロチップ情報登録サイト
(https://reg.mc.env.go.jp)にアクセス
※装着証明書の二次元バーコードからもアクセスできます

③犬や猫の飼い主の方をクリック



④マイクロチップ情報の登録をクリック







犬と猫のマイクロチップ情報登録
イメージキャラクター

⑤「マイクロチップの識別番号」を入力

⑥「マイクロチップ装着証明書」を
撮影し、アップロード

⑦「飼い主情報の入力へ」をクリック



⑧支払い方法の選択し「支払い手続へ」を
クリックし、支払い手続きをする
（クレジットカード決済又はPayPay）

⑨「登録証明書のダウンロード（PDF）」
をクリック→「登録の完了へ」クリック
（メールが届いているか確認！）

※住所や電話番号などを変更した時は、変更手続きが必要です。登録証明書は手続きに必要となりますので、大切に保管して下さい。